

指名停止措置について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止を行ったので、お知らせ
します。

平成29年3月1日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

[問い合わせ先]

◎ 沖縄総合事務局総務部 会計課課長補佐 伊佐 安史
管理第二係 永田 千春
代表 098-866-0031 (内線 81321, 81324) 直通 098-866-0046

沖縄総合事務局開発建設部 管理課契約管理官 金田 好章
契約管理係長 下地 公介
代表 098-866-0031 (内線 2356, 2541) 直通 098-866-1981

◎は本件の主務課です。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者（住所）

- ① 株式会社富士通ゼネラル（神奈川県川崎市高津区末長 3-3-17）
- ② 日本電気株式会社（東京都港区芝 5-7-1）
- ③ 沖電気工業株式会社（東京都港区虎ノ門 1-7-12）
- ④ 日本無線株式会社（東京都三鷹市牟礼 6-21-11）
- ⑤ 株式会社日立国際電気（東京都港区西新橋 2-15-12）

2. 指名停止措置期間

①、②の業者

平成29年3月1日～平成29年4月30日（2ヵ月）

③～⑤の業者

平成29年3月1日～平成29年3月31日（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、全国の市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器の納入に係る取引に関し、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、平成29年2月2日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令等を行った。

5. 指名停止措置理由

上記業者は、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたことから、沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号に該当するとして、指名停止措置を講ずるものである。

[参考] 指名停止措置要領 別表第2

措置要件
(独占禁止法違反行為) 5 当局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

※当該「指名停止措置要領」は、当局が発注する物品の購入等についても準用する。